

十 常時粉じん作業に従事させたことのある労働者で、十二月三

十一日現在において他の作業に従事しており、かつ、じん肺管
理区分が管理二又は管理三であるものの数

十一 報告対象期間において粉じん作業から他の作業に転換した
労働者の数

十二 じん肺管理区分が管理二又は管理三である労働者で、報告
対象期間において第一条各号に掲げる合併症に関する療養を開
始したものの数

十三 産業医等を選任している場合は当該産業医等の氏名並びに
所属機関の名称及び所在地

十四 報告年月日及び事業者の職氏名

2 (略)

(電子情報処理組織による申請書の提出等)

第三十八条 法及びこれに基づく命令の規定により、都道府県労働
局長に対して行われる申請書、報告書等の提出（以下この条にお
いて「申請書の提出等」という。）について、社会保険労務士又
は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等
」という。）が、前条の規定又は情報通信技術を活用した行政の
推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電
子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（昭和四十三年法律
第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書
の提出等を当該申請書の提出等を行うとする者に代わつて行う
場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書の提出等を代行す
る契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記
録を当該申請書の提出等と併せて送信しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

(電子情報処理組織による申請書の提出等)

第三十八条 法及びこれに基づく命令の規定により、都道府県労働
局長に対して行われる申請書、報告書等の提出（以下この条にお
いて「申請書の提出等」という。）について、社会保険労務士又
は社会保険労務士法人（以下この条において「社会保険労務士等
」という。）が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する
法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により
同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法（
昭和四十三年法律第八十九号）第二条第一項第一号の二の規定に
基づき当該申請書の提出等を当該申請書の提出等を行うとする
者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該申請書
の提出等を代行する契約を締結していることにつき証明すること
ができる電磁的記録を当該申請書の提出等と併せて送信すること
をもつて、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用

した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年厚生労働省令第四十号）第五条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号に掲げる電子証明書を当該申請書の提出等と併せて送信することに代えることができる。